

日本維新の会 さとう知一議員代表質問原稿 (2024年2月20日)

議員映像

(登壇)

議長のお許しをいただきましたので、私は、日本維新の会 神奈川県議会県議団を代表し、通告に従い、順次質問させていただきます。知事、警察本部長におかれましては、明快なご答弁をよろしく申し上げます。

昨年11月、スウェーデン王国・ヴェストラジョータランド県と神奈川県との共同声明30周年を記念し、議会は、加藤議長を団長とする議会友好代表団を派遣しました。両県の友好と信頼を深め、今後のより一層の交流の推進を図るとともに、同国における日系企業の展開状況等を調査することを目的として、私も友好代表団の一員として訪問をさせていただきました。

ヴェストラジョータランド県知事、同県議会議長それぞれに昼食会にお招きを頂き、胸襟(きょうきん)を開いて語り合う機会も多くありました。同知事の昼食会は、本県本庁舎を思わせる歴史ある建物の室内、同議長主催の昼食会は、まさに本県の東庁舎レストランを思わせる運河、港を望める見晴らしの良い会場でありました。食材自体は質の良いものであっても決して高価ではなくシンプルで上質なおもてなしでした。

今回の訪問により、今でも、ヴェストラジョータランド県の職員や当時の関係者と交流をさせて頂いていますが、海外の要人や友人たちが、本県を訪れた際に「港湾都市ヨーテボリの運河」に負けない港町横浜の景色を県庁東庁舎12階のレストランから展望してもらいたいと強く思いました。

私は、昨年6月の代表質問において、運営事業者が3年間決まらず空いている、この県庁東庁舎レストランについて取り上げ、極めて具体的な提案を致しました。

このレストランは、キッチンのスペースを広く取っており、クオリティの高い料理を提供することができます。私は質問の中で「黒岩知事の肝いりで、本県一番の見晴らしを誇るレストランの場所が、3年間放置されて、バナナのたたき売りのように値下げで対応する、こんなやり方でいいわけがない」と指摘しました。

私の質問から半年が経ち、ようやく先月、東庁舎レストラン事業者の再募集がされましたので、強く期待しています。

スライド1

そこで、そうした視点も交えつつ、「新しい神奈川県の構築について」伺います。

はじめに「寄附受け入れ体制の構築」について、伺います。

議員映像

「かながわ 県のたより 2023 年 12 月号」においては、「欲しい未来へ、寄附を贈ろう」と寄附の特集が組まれました。

同じ 12 月の代表質問では、わが団の片桐議員が、遺贈寄附について取り上げました。新成人の半数が生涯子供を持たない時代。人生の最後には、自分の資産を遺言によって特定の団体や自治体に寄附する遺贈寄附で、最後の社会貢献を考える人は、4人にひとりいるといわれる中、普及していません。私たちは、銀行や法律の専門家と連携した遺贈寄附の啓発や法的助言を行う等、遺贈相談の仕組みづくりを提案しています。私自身も寄附文化の醸成については、これまで議会で具体的に取上げ、提案して参りました。

「公用封筒へ民間企業の広告を掲載する事により、実質無料とする」提案、永久不滅ポイント等「クレジットカードポイント」を活用して、寄附を募る仕組みの提案、クレジットカードを用いて、動物保護センター建設基金への寄附に海外からの寄附を募る仕組みを作ることなどを提案し、黒岩知事には、これらを実現して頂きました。しかしながら、その全てが、当初想定されていたような十分な成果を出しているとは、言えない状況にあります。

アマゾンほしいものリストを活用する寄附の促進については、2019 年に私が提案し、知事は「寄附の選択肢を増やすとともに、その成果を広く周知することで寄附文化の醸成につなげていきたい」との発言が新聞に報じられるなど、強い意欲をみせて頂きましたが、実現には至りませんでした。

スライド2

スウェーデンを訪問した際に視察をしたアグレンスカ国立難病センターは、世界から寄せられる寄附金で運営され、一件数億円単位の寄附も多くあるとのことでありました。アテンド頂いたアンダース・オラウソン アグレンスカ財団理事長の説明によれば、世界保健機関WHOにも度々出向き、寄附を求める努力を欠かさないとのことでありました。

議員映像

本県においては、全国に先駆けて、外国の方々がクレジットカードを用いて本県の施策に寄附をする仕組みを構築しましたが、実績は、東京オリンピック開催の令和3年は4件で、3万9000円、令和4年は、なし。令和5年は、1件2000円でした。

本県の遺贈寄附についても同じことが言えますが、単に銀行口座を開設し、ただ待っていても希望者をつながらなければ、それは無いものと同じです。

ラグビーワールドカップ決勝戦が神奈川県で開催され、オリンピックもありました。神奈川の魅力を広く知って頂いたにも関わらず、そのチャンスを逸したと言わざるを得ません。

スライド3

本県では、シンガポールの東南アジア事務所やニューヨークの北米事務所など海外駐在員事務所があり、また、本県のグローバル戦略として、WHO世界保健機関やスタンフォード大学医学部のような海外の政府機関や大学などとのネットワークの構築を推進して参りました。

現状、寄附は本県の財政課が所管しておりますが、対外的なアプローチをするのは他部署となっております。ただ寄附を待つのではなく、海外駐在員や国際課の方々等に社会問題を解決するために寄附を集める「ファンドレイザー」の仕事も担って頂くことはできないでしょうか。海外では、Peer to Peer ファンドレイジングといった仕組みもあります。これは個人が特定の団体のために自分の周囲の方々から寄附を募る仕組みです。

議員映像

(質問)

そこで知事に伺います。

本県の海外駐在員事務所や海外の政府機関、大学とのネットワークを活用し、海外から本県へ寄附を促進するための仕組みを構築する考えはあるか所見を伺います。

スライド4

1-2

次に「県内事業者の海外展開支援について」伺います。民際外交を旗印に国際交流を重ねてきた本県ですが、黒岩知事は、ベトナム国と神奈川県の交流を対等な立場で推進してきました。

スライド5

ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みでは、医薬品や医療機器、また未病産業の国際展開を目指し、海外8つのライフサイエンスの先進地域や機関と連携・協力の覚書を締結するなど、グローバルなネットワークの構築を進めています。

スライド6

一方、「ベトナムフェスタ in 神奈川」においては、フェスティバルにあわせて、ベトナム投資環境フォーラム・ビジネス交流会・ガラディナーが開催されています。東京で開催しているベトナムフェスティバルのベトナム投資フォーラム・交流パーティーと比べても劣らない規模で開催されていますが、交流会のビジネスマッチングについては、もっと工夫が必要との印象を毎年抱いています。

議員映像

本県では、企業の海外展開を支援する取組を行ってきました。ただ、中小企業が海外展開をする際には、言語や法律、商習慣の違い、販売ルートの確保など、大きなハードルがあります。特に販売ルートの確保は、海外展開において最も大切です。海外展開をする際に小さくとも一つ、ルートがひらければ、それが実績となり、そこから事業拡大を目指すことが可能となります。

(質問)

そこで知事に伺います。県はベトナムなど海外との交流などを生かし、今後、県内中小企業の海外展開をどのように支援していくのか所見を伺います。

スライド7

1-3

次に「愛川町、及び清川村の観光と移住促進について」伺います。

議員映像

一部区割りが変わり、今期から、私の選挙区は、厚木市から、厚木市・愛川町・清川村に変わりました。昨年は、県議団全員で、愛川町、清川村、厚木市を訪問し、それぞれの町長、村長、市長と直接、県政に対する要望ヒアリングを実施させて頂きました。これまでも青年会議所などの活動で、愛川町や清川村を知っていたつもりでしたが、実際に選挙区となり、地域に入ると新たな魅力をたくさん発見します。

スライド8

愛川町は県内トップのエスニックタウンです。外国人比率は、8.44%、43の国と地域から集まり、国籍のバラエティーが豊かなことに愛川町の特徴があります。

愛川町立中津小学校は、全校児童に占める外国にルーツを持つ子どもの割合が26%以上に達し、児童の4人に1人以上が外国にルーツを持つ子どもです。

私が「愛川町民は素晴らしい」と思える点は、このバラエティーに富んだ外国籍町民がいることを町の特徴としてポジティブに捉え、大人から子供まで、ある意味誇りにしているところでもあります。

議員映像

タイやラオス、ベトナムの寺院もそれぞれあり、全国から、在日タイ人やラオス、ベトナムの皆様が愛川町に集まります。ベトナムの寺院には、東京都在住の私の親しいベトナムの友人も訪問しており、ぜひ知事のご案内で、ベトナムの大使館関係者や政府要人をお連れして頂きたいと強く思っています。

スライド9

愛川町では、毎年、勤労祭野外フェスティバルが開催されます。ステージイベントのほか、南米料理やアジア料理などが楽しめる国際交流屋台村や、サンバカーニバルが大人気です。私も家族で訪れますが、ペルー料理など国際色豊かな料理を日常的に楽しむことができます。

県下唯一の村である清川村も魅力あふれる地域です。清川村と愛川町にある宮ヶ瀬ダムは、様々な媒体の全国ダムランキングで、黒部ダムを抑えて1位を獲得しています。私もこれまで、宮ヶ瀬ダムを活用した観光の推進について議会で何度も取上げ、本県も観光地「宮ヶ瀬」のブランド化を推進しています。

議員映像

本県は昨年8月、2022年の県内入込観光客数を公表し、厚木市・愛川町・清川村を含む丹沢大山エリアの延べ観光客数が1千万人を超え、回復傾向にあります。一方、清川村は、人口が減少し、清川村教育委員会は、村立宮ヶ瀬小学校の児童数減少に伴い同校の4月1日からの休校を発表しています。

一般に観光経験は、移住の意思決定に影響すると言われていています。これは「観光地での経験が移住先に対する感情的なつながりを強め、移住意思決定に影響するためである」と言われます。

(質問)

そこで知事に伺います。

地域の特色を生かした観光誘致と地方創生の視点から、愛川町、及び清川村の観光と移住促進について、所見を伺います。

スライド10

1-4

次に、特別自治市制度と地方分権改革の推進について伺います。

議員映像

昨年8月18日、神奈川県市長会より、「令和6年度 県の施策・制度・予算に関する要望」が、取りまとめられ、黒岩知事、そして県議会の加藤議長・亀井副議長に対して要望書が手交されました。

県市長会会長である「もとむら賢太郎」相模原市長は「県内19市からの要望が神奈川県や国に届く様に、引き続き対話を続けて参ります」とのコメントを出されています。要望は多岐にわたりますが、「地方行財政」の項目の中に新規項目として、「地方分権改革の推進」という項目が、新たに追加されました。

スライド 11

ここには「指定都市が新たな大都市制度『特別市』の法制化を目指す中、県と指定都市との間に存在する二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、法制化を見据えた取組として、県市間で連携して調査・研究を行っていくこと」と、「大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた県から指定都市への権限移譲を早期に進めること」の二つの新規要望が、記されています。

議員映像

(質問)

そこで知事に伺います。政令市が県からの独立性を高める「特別自治市」の実現に向けた要望書を総務省に提出した現在、特別自治市制度と地方分権改革の推進について、どのように考えているのか、所見を伺います。

以上です。

(対面演壇) **(意見要望)**

意見要望を申し上げます。

1 寄附受け入れ体制の構築について でありましたが、遺贈寄附も同じですが、単に銀行口座を開設し、仕組みを作っても希望者につながらなければ、それは無いものと同じです。本県の海外駐在員事務所やネットワークを活用し、海外から本県へ寄附を促進するための仕組みを構築するよう要望します。

2 県内事業者の海外展開支援について でありましたが、数値目標にそっての支援を期待します。また、ベトナム以外の地域においても、本県の誇る海外ネットワークをフル活用して、県内企業のご支援を強く要望します。

3

愛川町及び清川村の観光と移住促進についてであります。県は、1月1日時点の県内人口が922万5091人と、前年同月比で2810人減少したと発表しました。減少は3年連続です。愛川町、及び清川村においては、地域の特色を生かした観光誘致と地方創生の視点から、デジタルも活用しつつ、地方への人の流れを作り、支えて頂きたいと要望します。

4

「特別自治市制度と地方分権改革の推進について」であります。地域全体の統治能力を高めることが、県民利益の最大化につながります。県民目線に立った地方分権改革の推進を要望します。

議長。

スライド 12

次に 安全と安心の構築について伺います。

2-1 はじめに 障害者支援施設における虐待事案について、伺います。

スライド 13

学校や福祉施設をはじめ多くの組織では、問題や不祥事が起きた時、解決をその組織内で行おうとします。それは、被害者よりも組織の維持を優先するためではないかと指摘をしてきました。

議員映像

知事は「当事者目線の福祉」には「大改革」が必要だと発言されておりますが、その通りであります。本県とも関係の深い「横浜市の社会福祉法人」で、一昨年秋以降、職員による利用者への虐待が2件、横浜市に認定されたことが判明し、報道によれば「以前から他にも暴行や暴言があった」との証言もあるとのことでした。当該の「横浜市の社会福祉法人」では、事件のあと病院に行って医師の診断を仰いだとありますが、第三者行為による保険診療は受けられません。この受診費用は、暴行を行った職員ではなく、施設が支払ったとのことでした。

「日本の法律では、暴行の被害を受けた際には、怪我をした場合には傷害罪、していない場合には暴行罪で加害者を刑事告訴できます。また、暴行を受けた際には、加害者に対する民事上の慰謝料請求権が発生します。暴行の加害者に対しては、慰謝料だけでなく治療費も請求できます。」

私は、このような障害者支援施設などで暴行が行われた場合、被害者が加害者に対する民事上の慰謝料請求権を行使できるように支援するべきと考えます。この案件では、加害者である職員は、利用者さんに「不適切な支援を行ったことへのお詫びと感謝の言葉を述べ」たことだけでこの問題に区切りをつけました。その後、部署移動をすぐ許したことも問題ですが、これまでも虐待を放置していたとすれば、加害者だけではなくて、施設自体も民事上の慰謝料請求権を行使する対象となり得ます。県の犯罪被害者支援担当課がコミットするべき案件です。民事上の慰謝料請求権は、加害者のみならず法人に対しても発生している可能性もある中で、加害者もですが、法人自身が保身をはかるために被害者の利用者さん一人が我慢を強いられているとしたら問題は放置されていることとなります。つまり、被害者は訴えたくとも訴えられないし、その選択肢すら提示されていません。警察への通報も求めたと仄聞していますから、虐待や暴行に対しては、絶対に許さないという気持ちがあったとも推察できます。私は、犯罪被害者等支援推進の視点から見れば、その後の対応を施設にのみ任せるのではなく、県の犯罪被害者支援担当課がしっかりと介入して、被害者の思いに寄り添うことが大事だと考えます。施設での虐待等については、県が管理監督、処分権限を持たない場合もありますが、施設や職員等への処分や指導と分けて考える必要があると考えます。

(質問)

そこで知事に伺います。

施設における虐待事件においては、加害者だけではなくて、施設も民事上の慰謝料請求権を行使する対象となり得ます。本当に当事者目線の福祉に「大改革」が必要だと考えるのであれば、民事上の慰謝料請求権の行使を県として、サポートできる体制を作るべきと考えますが、所見を伺います。

スライド 14

2-2次に 大規模災害時におけるトイレ対策について です。

議員映像

本年1月1日、石川県能登地方にマグニチュード7.6、最大震度7の令和6年能登半島地震が発生しました。お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げます、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

大規模災害が発生するたびに繰り返される課題が、今回の地震でもクローズアップされています。被災者の生活環境に関わる課題は深刻です。

私が深刻な問題の一つと考えているのが、トイレの問題です。今回の地震は、ライフラインの被害が深刻で、特に水道の被害は広範囲に及び、断水の解消は長期におよびます。これに下水施設の被災も重なり、多くの家庭や避難所では、水洗トイレが使えません。不衛生なトイレ環境は、感染症のリスクのほか、健康障害につながるリスクもあります。防犯上の問題も指摘されていますし、災害時のトイレの確保は、重要な課題です。

スライド 15

昨年8月の防災警察常任委員会の県外視察で、北海道胆振東部地震の被災地を視察した際に、小樽市の企業が扱うコンテナ型のトイレを視察しました。こうしたトイレカーは、能登半島地震の被災地でも活用され、避難者から喜ばれています。

コンテナ型のトイレは取組の一例ですが、多くの自治体で導入し、災害時に被災地に集約できれば大変有効です。県では、大規模災害時におけるトイレの確保対策を強化する「トイレプロジェクト」を展開していますが、今回の能登半島地震を踏まえ、改めて、トイレ対策の強化を検討すべきと考えます。

議員映像

(質問)

そこで知事に伺います。今回の能登半島地震を踏まえて、大規模災害時のトイレ対策のさらなる強化に取り組む必要があると考えますが、どのように取り組むのか、所見を伺います。

スライド 16

2-3次に 被災地への迅速な部隊派遣を行うための体制整備と即応能力の強化について 伺います。

議員映像

警察では、東日本大震災及びその後に発生した災害への対応を踏まえ、全国から被災地に向けて迅速に応援部隊を派遣するための即応能力の強化、発災後早期に被害状況を把握するための情報収集能力の強化、災害発生時の警察業務の継続等のための警察活動の基盤確保等に取り組み、大規模災害発生時の対処能力の向上を図ってきたと承知しています。

スライド 17

本年1月1日の令和6年能登半島地震の発生を受け、神奈川県警察では、被災地の石川県に応援部隊を早期に派遣し、救助活動を展開されました。

珠洲市内で倒壊した住宅に取り残されていた80代男性を、県警察の応援部隊が44時間ぶりに救助する様子が全国に報道されました。この報道を目の当たりにし、県民の一人として非常に心強く感じた次第であります。

今回の震災のように、県警察が被災地支援を行うに当たっては、通常の業務とは異なるミッションもあると承知しています。

例えば、発災後早期に被害状況を把握するための情報収集や支援を行うにあたっての対処能力の向上は必要不可欠なものであると考えます。

議員映像

(質問)

そこで、警察本部長にお伺いします。

これまでに発生した災害への対応を踏まえ、被災地への迅速な部隊派遣を行うための体制整備と即応能力の強化をどのように行っているか、所見を伺います。

(再質問)

障害者支援施設における虐待事案について一点、知事に再質問します。

本県は令和5年4月1日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を施行しましたが、その後も県内施設では虐待事件が繰り返し発生しています。そうした中、今月3日、4日の2日間、「当事者目線の権利擁護支援全国フォーラムin神奈川」を県と一般社団法人の主催で開催しました。

また、神奈川県障害者施策審議会には、障害当事者部会を設置しました。この試みは都道府県では初めてのことであり、1月25日に県庁で開かれた初会合には知的障害や身体障害、精神障害、難病を抱える人たちが集まり議論しました。本県では、県犯罪被害者等支援条例に基づき、かながわ犯罪被害者サポートステーションを設置していますが、障害者支援施設の中で犯罪被害にあった利用者さんには、活用しにくいものです。

車椅子の方が駅を利用する際に駅係員が乗降のお手伝いをするのはもはや当たり前の光景です。駅係員が列車乗降のお手伝いをするように民事上の慰謝料請求権の行使も含めて、県もお手伝いをするべきではないでしょうか。

例えば、犯罪被害者にとっての民事上の権利の行使等についても、県障害者施

策審議会障害当事者部会などの場で、ご意見や要望をお聞き頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。知事のお考えをお聞きします。

～～

(意見要望)

意見と要望を申し上げます。

○私が幼いころに見た家族の姿もそうでしたが、障害者の親は、施設や行政にとっても弱い。私の祖母は、面倒を見てもらっているという負い目がありました。今回取り上げた「横浜市の社会福祉法人」での虐待事件も、もしかしたら、ご家族は、謝罪を受け入れたかもしれません。でも、当事者の方はどうでしょう。

警察に訴えると意思を表明した被害にあわれた利用者さんは、今でも「あいつ絶対に許さない」と思っているかもしれません。

施設の中にいる利用者が、犯罪被害者になったとき、一人で我慢を強いられる状況があるとすれば問題です。

県の所管は、施設に対応を任せ、親はこれを許し、暴行した職員は謝罪だけで許され、被害者だけが、何もできず思いを晴らすことができない状況があるとすれば、第三者的な立場の「かながわ犯罪被害者サポートステーション」や犯罪被害者支援担当課がしっかりとコミットして、対応にあたることも必要と考えます。

先ほどの特別自治市制度の質問においては、県と政令市の「二重行政」については、指摘は当たらないとの見解ですが、障害者支援施設で虐待が発生した際は、管理監督や処分権限を時として越えてでも、犯罪被害者目線での支援を望みます。

○次に 大規模災害時におけるトイレ対策について であります、今回の「能登半島地震」において、トイレの不足は、犯罪の誘発にもつながり得ると報告されています。全国都道府県知事会などを通じたご対応を強く望みます。

○最後に 被災地への迅速な部隊派遣を行うための体制整備と即応能力の強化についてであります、

今回の大地震が元日に発生したように、大地震はいつどこで発生するか分かりません。震災が発生した場合に大切なのは、いかに早く体制を整え、活動ができるかということです。

災害対策の大前提は自助、共助である半面、県民は、県警察を最後の拠り所としています。いざという時に危険から身を守り、不安を払拭し、安心感を与えてくれることを期待しています。そして、災害発生時の警察活動の成否は直接、県民の生命につながることは言うまでもありません。

その付託に応えるため、神奈川県が被災地となった場合でも、応援体制を確立し、迅速、的確な対応ができるように、今後も県をはじめとする関係機関と各種合同訓練などを通じ、情報共有、連携を図るとともに、必要な装備資機材を拡充整備するなど、引き続き、大規模災害発生時の対処能力の向上に努めて頂くよう強く要望します。細部につきましては、県議団として委員会等で引き続き議論をさせていただきます。

最後に一言申し上げます。

私たちにとって新しい任期1年目最後の定例会ですが、去年は、3名の同僚議員を失いました。無念であったろうと思います。あらためてご冥福をお祈りいたします。私の力では不十分かもしれませんが、県政にかける想いは、しっかり受け継ぐとお約束します。

以上で、私の質問を終わります。まことにありがとうございました。